

議案第40号 朝霞市印鑑条例の一部を改正する条例 概要

市民環境部総合窓口課

1 改正理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行により、在留カード・特別永住者証明書（以下「在留カード等」という。）と個人番号カードが一体化した、特定在留カード・特定特別永住者証明書（以下「特定在留カード等」という。）が交付されることに伴い、特定在留カード等を用いたキオスク端末機による印鑑登録証明書交付に対応するため、朝霞市印鑑条例の一部を改正する。

また、印鑑登録証明事務処理要領が一部改正されたことに伴い、漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者について、非漢字圏の外国人住民と同様に、カタカナ表記された印鑑の登録ができることが明記されたことから、所要の改正を行う。

併せて、字句の修正を行う。

2 概 要

朝霞市印鑑条例の所要の規定について、以下の内容を整備する。

- （1）コンビニエンスストア等のキオスク端末機による印鑑登録証明書の交付を定める規定に、「特定在留カード等」の文言を加える。
- （2）外国人住民の印鑑登録について、非漢字圏の外国人住民がアルファベット表記の印鑑に加えて、カタカナ表記の印鑑も登録できるという規定に、漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者も含まれることを追加する。
- （3）字句の修正として、条例中「片仮名」とあるものを「カタカナ」に、「登録番号」とあるものを「印鑑登録番号」に、「出生年月日」とあるものを「生年月日」に改める。

3 施 行 日

公布の日

【担当】

市民環境部総合窓口課 住基窓口係
電話 463-2605